

第3回名張市市民自治検討委員会議事概要

日時：平成16年11月24日（水）午後6時00分～午後8時00分

場所：市役所庁議室

委員出欠状況：欠席...越田委員、多田委員

市・事務局：企画財政部 志村部長、総合企画室 小島室長、高嶋主査、栗山
生活環境部 市民活動推進室 橋本室長、荻田主査

進行 志村部長

- ・ 開催のお礼

（委員長）

- ・ あいさつ
- ・ 第2回の議事録がお手元に届けられています。これについて、修正箇所などや不行き届きな点があれば、申し出て下さい。数日の間は、修正可能なので、後日でも申し出て下さい。

（事務局）

- ・ 「自治基本条例検討資料（試案・H16.11.24・第3～4回）」に基づき、説明を行う。

（委員長）

- ・ 本日は「議会の役割と責務」「市長等の役割と責務」について、ご意見を賜りたいと思います。

（委員）

- ・ 先程、説明のあった内容ですが、言葉としては非常に短くまとめてありますが、他市の事例をみると、（文章は）もっと長く表現されています。そこまで突っ込んだ話をするのか、あるいはここに挙げられている以外の言葉を挙げれば良いのか、確認だけさせて下さい。

（委員長）

- ・ 先程の御意見についてですが、随意にご意見していただければ結構かと思えます。我々は文章を吟味する起草委員会ではないので、現段階では文章表現にまで踏み込む必要はないと思えます。何回目かに、事務局からまとめが示されると思えますが、それからでも間に合うと思えます。

(委員)

- ・ 個人的な所見ですが、議会に関することを記述していない他市の事例がありますが、これについては疑問に思います。議会については、記述すべきだと思います。
- ・ 地方自治法には、議会はどうかあらねばならないか、何をすべきかが書いてあります。そこから推測すれば当然こういうことをしなければならない、こういう態度で臨まねばならないというのが理解できます。
- ・ それだけでは、名張市にとって議会がどういうものか分かりません。ただし、名張市議会がどうあるべきかを踏まえたうえで、書く必要があります。
- ・ 記述の方法については、権限に関してよりも議会の資質、あるいは議員としての心構えについて取り上げたほうが良いと思います。
- ・ 市民の信託に応えるため、4年間の任期中に一生懸命やらなければならないのは当然ですが、その時にどうあるべきか表現されれば良いと思います。

(委員長)

- ・ 先程、ご質問と方向性についてお話がありました。一番目の二セコ町・二番目の宝塚市には議会に関する規定がありません。それらの名称は「まちづくり基本条例」となっています。三番目に制定された生野町の「自治基本条例」には、議会に関する規定が記述されています。自治基本条例という限り、議会に関する規定がないとおかしいと思います。
- ・ もう一点、議会に関する規定の方向性についてですが、名張なら名張市議会としての心構え、あるいは心意気を出すことができますが、ここまで突っ込んでどうかという提案を議会側からしていただく方が、ありがたいのではと思います。
- ・ 伊賀市の場合、旧市町村の議会から2名ずつ参加いただいて議論を尽くした後、市民に公開し、議員自らが市民に説明をしたという経過があります。

(委員)

- ・ ここで述べられていることは当然で、その他に議員は市民の声を代表するという表現がない。
- ・ 議員自らが能力向上に取組み、それが市民に反映されるという項目を入れるべきである。

(委員長)

- ・ 先程のご意見についてですが、伊賀市の自治基本条例では、第41条に議員の責務に関する内容が記述されています。

(委員)

- ・ 市長と議会は対等で、対立する関係であるということであれば、執行部の有する情報を議会でも共有できるようにすべきであり、それを前提として、市長との対立、対等の立場で執行部に意見し、議案を提出することになります。
- ・ 議員自らも努力が必要であり、情報収集しなければなりません。併せて議会事務局もレベルを高める必要があります。

(委員)

- ・ 議員を一括一纏めにするのはいかがかと思います。選挙で議員さんを選ぶのは我々で、各々政策もあるので、横並びに議員の資質を謳うというのはいかがなものか。我々がそれも考えて、選ぶことが大事だと私自身は考えています。

(委員)

- ・ 選挙のときは良いことを言う傾向にある。市議会を見ていても、市長を責めるだけで、議員の人格を疑いたくなる。

(委員)

- ・ 議会は市長の行政運営を「監視」するだけでなく、市政の運営を「監視」という表現にすべきである。

(委員長)

- ・ 「監視」という言葉は、最近使われはじめた言葉で、それまでは「牽制」という言葉が使われていました。

(委員)

- ・ 議会が市長を監視するのなら、市長が議会を監視しなければ不均衡が生じるのではないかと思います。

(委員長)

- ・ 本題ではありませんが、二元代表制で市を代表する権限をもっているのは市長です。議会には代表権はありません。そういう意味で「牽制機関」ということです。

(委員)

- ・ 市長と議会が同等との意見がありましたが、私はそうではないと思います。
- ・ 市長は政策、そして議員は政策の是非を判断するという役割があります。

(委員長)

- ・ 先程のご意見についてですが、それだけの権限があるので議員も監視されるべきということですが、議会が団体自治の議会、情報公開の責務というところで担保されているのが今の流れです。
- ・ 議会も資産を公開したり、議員倫理条例や議会倫理規定を作ったり、頑張っている自治体もあるので、それにつなげる情報があればと思います。

(委員)

- ・ 市長、議員ともにマニフェストという話ですが、市長には執行権がありますが、議員には執行権がありません。また、予算がありません。議員が立候補する時に、私はこれをしますということが、本当に議員の立候補する時の言葉でいいのか検討が必要だと思います。

(副委員長)

- ・ マニフェストについてですが、英国では首長はマニフェストを公開することになっています。一元代表制のもとでは、政党がマニフェストを掲げ、個人では掲げていません。

(委員)

- ・ 名張市では、議員立法が行われた事例はあるのか。

(委員)

- ・ 現在、議員立法の事例はありません。準備中です。子ども条例がそうですが...

(委員)

- ・ まだ、事例がないようならば、議案提出権に関する規定を入れるべきだと思います。

(委員長)

- ・ 議案提出権だけでなく、条例提案権・議員立法もそこへ入れた方が良いと思います。

(委員)

- ・ その件についてですが、“ 議会の責務 ” の 3 番目「市政調査、議案提出等の機能を積極的に活用するよう努める。」という表現に入っていると解している。

(委員長)

- ・ 条例提案についても、広い意味で議案の中に入ります。

(委員)

- ・ これまで議員立法は提出されていません。ただし、市長と同格ではありませんが議員も立法を提出して、条例を作っていこうというのが(現在の)議会の雰囲気であり、そのような雰囲気に変わってきました。

(委員長)

- ・ 議会の法務能力を担保するために、自主立法権、法務能力、議会法務能力に繋がるような表現に改めて下さい。言い換えると、事務局職員とか議会の自主立法能力の強化をどこかで表現したいと思います。両議員のご意見もそういうことだと思います。
- ・ 議会事務局の人事は、首長部局からの出向であり、人事異動も首長部局の都合によるものです。

(委員)

- ・ 亀井市長就任以来、議会における法務政策の強化を目指して議会事務局の体制が強化されて、有り難いと思っています。

(委員)

- ・ 議会の責務についてですが、4年に1回の選挙のときだけでなく、もっと有権者・市民と向き合うようにするべきだと思います。4年に1回当選しているのは支持されている証拠と言う方もいますが、行政が直接市民との対話をはじめたり、パブリックコメントのように市民の意見を収集するシステムが登場したことで、議会の意義が希薄になる懸念があります。
- ・ ついては、議会自らが市民と議会との間を密にするシステムをつくったり、先程の調査のポイントを強化して、議会自らが市民との対話のなかで意見を反映するようにする方が、市長と議会が対等の立場で議論することにつながると思います。そういった取り組みが、名張的な部分になると思います。

(委員長)

- ・ 先程の意見は、段階的に議会の情報を一般市民・有権者に公開することで、議会活動をPRする必要があるということだと思います。
- ・ 議員個人の活動としても、市民との対話を奨励するということになると思います。
- ・ 議員の自己研鑽についてですが、現在のように各党派で勝手に研修をして下さい

というのではなく、行政職員を対象とした研修会に議員も参加できるような相互乗り入れの研修システムを創れば、経費はお互いに節約できると思います。

- ・ 伊賀市の事例ですが、市議会の責務として「市民との対話を設けなければならない」と書いてあります。行数が少ないので、深く掘り下げて詳しく規定しても良いと思います。

(委員)

- ・ 一般的に自治基本条例というものは、何条くらいで構成されるのか。
- ・ 上手に表現することで、条文を少なくする方が良いと思います。具体的な事項より、心構えあるいは基本理念を書き、詳細な内容は逐条解説で対応してはどうか。
- ・ 先程から交わされた内容は、大事なことですが、全部条文にするとかなりの数になると思います。

(委員長)

- ・ 一般的に 40 条くらいの条文で構成されています。伊賀市の場合は 50 条で構成されていますが、これは住民自治に関する規定が十数条増えています。

(委員)

- ・ 初めから条文の数に制約されるのではなく、市民のために一生懸命にやって増えた分は良いと思うので、自由に討議すべきである。

(委員長)

- ・ その件については、様子をみたいと思います。
- ・ 議会に関する規定ですが、議会の役割・権限と議会の責務・議員の責務の 3 カ条が必要ということで異存ありませんか。

(委員)

- ・ 議員の自己研鑽に関する規定を入れるべきだと思います。

(委員)

- ・ 議員自らが自己研鑽を積むのは、これからの最低条件である。
- ・ 議員を選んだのは我々であり、市民自らもレベルアップを図る必要があると思います。あえて言葉で、そこまで表現する必要があるのかと思います。

(委員長)

- ・ 分かりきっていることを改めて記述することで、議会の権利を制度保障することができます。
- ・ 私はこの条例を中学生の教材として、活用してもらいたいと思っています。そのくらい、分かっていることを明確に記述するということです。

(委員)

- ・ (議員の自己研鑽に関する規定を) 作ることは悪いと思いませんが、選ぶ人も選ばれる人も勉強する必要があります。特に選ぶ人は、それを忘れてはなりません。

(委員)

- ・ 積極的に選挙に参加する市民は少ない。

(委員)

- ・ 当然、議員は勉強しなければならないと思うが、議員の自己研鑽に関する規定を盛り込むのはどうか。

(委員)

- ・ 議会を傍聴した際、全ての方がそうではありませんが、居眠りしている議員さんやずっと欠席の議員さんがいました。皆さんどうして、目が光ってないのだろうと思いました。
- ・ ボランティアで参加しているまちづくり委員会では、皆さん目が光っています。議員さんにも、さらに高い所を目標に頑張っていただきたいと望んでいます。

(委員)

- ・ 名張市だけが例外ではなく、日本全体の政策が間違いだと思います。「喉もと過ぎれば…」と言いますが、公約そのものに無理したものがあります。
- ・ 私達が、自分でできることは沢山あるわけですから、お互いにフォローしながらいきたいと思います。

(委員長)

- ・ あえて言うなら、「議員は誠実に努める。」「市長は公正かつ誠実に努める。」「職員は公正・誠実・効率的に努める。」ということで、三者のなかでは議員に最も幅が与えられています。
- ・ この条例があることで、将来の名張市議会において、さらに厳しい議員倫理条例

が制定される足掛かりになることもあります。仮定の話ですが、今はレベルの高い議員さんばかりではないかもしれないので、目標に達したときに議員倫理条例を破棄するという事も考えられます。

(委員)

- ・ 個人的な見解ですが、自己研鑽などの当たり前の規定については、議員立法で倫理条例を制定するべきだと思う。

(委員)

- ・ 選ぶ側が議員ひとり一人の政策をよく聞いて、誰を選ぶのか判断しなければならない。

(委員)

- ・ 余談ですが、市議会議員選挙の時期を真夏から、過ごしやすい春とか秋に変更してはどうか。そうすれば、もう少し候補者ひとり一人の政策や考え方をじっくりと聴くことができるし、候補者も腰を据えて語る事ができる。

(委員長)

- ・ 追加事項を確認します。議会に関する規定についてですが、責務のところ議員が提案する倫理条例の根拠条例になるので、入れる方が良いと思います。
- ・ 市長等についてですが、冒頭の説明にもあったように、当たり前の表現をしている箇所もありますし、もう少し突っ込んだ表現をしている箇所もあります。「公正かつ誠実」という表現で良いと思います。
- ・ マニフェストについてですが、先程も副委員長から書くことは構わないが、現職有利に働くというマイナス点が指摘されました。条例で要求すべきものなのか、むしろ選挙の度に、市民運動団体などがオープンな意見を聴く機会を催したり、マニフェストの提出を要求したりという形ではと思いますが、条例にまで規定しますか。

(副委員長)

- ・ 責務とすることについては微妙です。三鷹市ではマニフェストが規定されていますが、新人にとってはキツイ規定でもあります。
- ・ マニフェストを規定するのではなく、対立する候補が対立する政策で争うという構造が確立されれば良いと思います。

(委員長)

- ・ 私も副委員長の意見と同じです。市民政治活動における自由の範囲内で、対立候補、あるいは自分たちの支持する候補、双方のマニフェストを比較して討論会を行うのは良いと思いますが、半永久的な条例で責務として既定することに私は危惧を感じます。

(委員)

- ・ 上の3つは「市長の役割と責務」になっていますが、この項目のみ「市長に立候補する」になっているので、削除した方が良いと思います。
- ・ 絶対に(マニフェストを提出)しなくてはならないというのではなく、(マニフェストを提出)した方が良いということだと思います。

(委員長)

- ・ 条例で義務付けるのは、少し行き過ぎではないかと思えます。まして、議員については、マニフェストの提出を求めるのは場違いだと思います。
- ・ 市長の役割責務について、もう一度振り返ります。「市を統括し、市の事務を監理・執行する。」これは、代表権があるのは市長だけで、職員は市長の代理に過ぎません。そういう意味で、市長の役割・責務の所は職員の役割・責務の所にもオーバーラップしており、入れ子構造になっています。

(委員)

- ・ 社長の役割で重要なものとして、社員の質の向上があります。人材育成は企業にとって、大切な仕事ですが、これに関する規定が見当たりません。

(事務局)

- ・ 岸和田市では、市長は職員を適切に指揮、監督し人材の育成を図ると、その能力を評価し、適正に配置するという努めを既定しています。

(委員長)

- ・ 人材育成に関しては“7. 市政運営”の“人事政策”のなかにあります。

(委員)

- ・ 人事考課 - 査定を導入すべきである。その結果、優れた人材にはそれに見合うだけの見返りを与えるべきである。
- ・ 出退勤を管理するタイムカードが導入されていないのもおかしいと思う。

(委員長)

- ・ “ 7 . 市政運営の (1) 情報共有 ” について、情報公開条例は制度化されているということですが、土地開発公社や財団法人などの外郭団体の場合はどうですか、次回答えることができるようにしておいて下さい。
- ・ 要望・意見等への対応については、独自の規定を盛り込むということになります。
- ・ “ 積極的な情報提供に努める。 ” となっていますが、「情報の公開」から「情報の提供に努める」となると、言葉がもうひとつ必要という気がします。「市民との情報共有に努める」というところまで強くカラーを打ち出した方が良いのではないのでしょうか。当然、情報公開と個人情報の保護はセットであり、当たり前のことですが、 の個人情報保護、個人情報の開示、訂正等の権利を保障するとありますが、名張市では情報公開条例、個人情報保護条例ともにありますので、制度が整備されています。
- ・ 要望・意見への対応は、パブリックコメントとは別の独自規定ということですか。
- ・ “ (2) 行政運営の 総合計画 ” についてですが、名張市では基本計画までが議決事項に入っています。
- ・ 組織運営については、毎年機構の見直しは当然行うということですか。
- ・ 人事政策 ” についてですが、この表現で精一杯ですか、もう少し頑張った表現にできませんか。
- ・ 法令遵守、公益通報については、名張市が新設ということになります。法令遵守とは、企業でも言われているようにコンプライアンスシステムをつくるということで、すぐに連絡する、改正変革する。自らの部局、役所内部で行われていることが法令に反しているだけでなく内部規律に違反するときは通報する義務を与え、第三者機関に通報するという思い切った制度です。ここまで踏み込んで、行政当局がついていけるか、名張市全体としてこれを「良し」とする市民の倫理水準が確保できるからです。
- ・ 行政手続に関しては、行政手続条例がすでにあるので、これを追認しているに過ぎません。
- ・ 行政評価 ” については、現在やっている行政評価は進行発展系で、事務事業評価なのですか。

(事務局)

- ・ 施策評価です。評価自体は事後評価が基本になりますので、今年度の結果を評価することになります。

(委員長)

- ・ 政策評価のベンチマークは、こういったベンチマークから取るのですか。

(事務局)

- ・ 現在、策定中です。

(委員長)

- ・ 総合計画には、そのベンチマークはありませんか。

(事務局)

- ・ ありません。基本計画にはありません。

(委員長)

- ・ 条文上は、これで十分だと思います。
- ・ 外部監査制度については、中核市 30 万以上の市に義務付けられますが、名張ではあえてこれを取り入れて、宣言するということです。

(委員)

- ・ 外部監査も大事ですが、一気に外部監査まで行くのではなく、まず内部監査があるべきだと思います。名張市らしいと言えば、外部から受け入れる自らがお互いに監査をしようという制度の方が現実的だと思います。
- ・ 外部監査については、どのような形で進めるのか。

(事務局)

- ・ 冒頭の説明でも申し上げましたが、外部監査は費用がかさむことから、外部監査へ至る経過として、従来の監査委員に市民が参加するような形が考えられますが...、これを文章で表現できればと思っています。

(委員)

- ・ 最終的に内部監査で十分ではないか、外部監査の場合、公募による一般参加は止めた方が良くと思います。
- ・ “(2) 行政運営の 法令遵守、公益通報” についてですが、刑法などの関連法令との整合をどうするのか。

(委員長)

- ・ 犯罪を見逃すことは犯罪であり、運用には慎重を期す必要があります。
- ・ 公益通報制度なしのコンプライアンスシステムというのがありますが、法令を遵守するという内部での取組みをして、その基準に合致しなかった場合は反省会をするというの也有ります。コーポレーション・コンプライアンスという観点で議論し、内部通報までいけるかを議論したほうが良いと思います。
- ・ 役所も企業なので、一般的な水準に達しない場合、社会的な制裁を受けるのは当たり前前のことです。その辺りは議論の余地がありますので、次回以降にします。

(委員)

- ・ 「適切な」という言葉がありますが、もう少し突っ込んだ表現に改めてはどうか。「適切な」という言葉に甘さを感じる。

(委員長)

- ・ 研究します。

(委員)

- ・ “(1)情報共有”についてですが、名張では市長と市民との情報共有について、もう少し踏み込んでどうかと思います。
- ・ 前回の会議で、協働について話がありましたが、市民との協働をさらに進めるといなかで、「協働」という言葉が出てきません。市民と協働していくことに努めるというような表現が必要だと思います。

(事務局)

- ・ 第5回で協働のしくみに関する事項を予定しています。

(委員長)

- ・ 本日は第3回目ですが、議会と執行機関について、主に討論いただき余力があれば、市政運営までということでした。次回、第4回の11月30日は、市政運営について、集中的に討論します。
- ・ 第5回は12月17日に市民参画、協働、住民自治について、第6回の1月中旬に、市民自治、市民公益活動、各種市民活動団体とどのようにお付き合いするか、応援するかについて、討論します。
- ・ 第7回では、全体のまとめをします。それを拝読したうえで検討という流れです。
- ・ ついては、協働は勿論出てきます。理念へもそれを反映しないとけません。

(副委員長)

- ・ 名張市ではシチズンズチャーターが導入されていますので、これ(市民との約束制度)についても条例に盛り込むべきだと思います。
- ・ 地方自治法でも、内部監査ありきで外部監査ということになっていますので、内部監査に関する規定は必要だと思います。

(委員)

- ・ 行政評価について、まだ自己評価の段階ですが これからはどのように進んで行くのですか。

(事務局)

- ・ 自己評価の結果を公表することで、市民の評価を仰ぐものとします。

(委員長)

- ・ 本日の会議では、市政運営に関する部分は次回 30 日に継続して討議するという
こと、取り組み水準と人事評価については、沢山の意見が出ています。次回は、現
在のところこのように取り組んでいますと、討論・会話しないと議論が進まないの
で、その場で回答できるように、準備しておいて下さい。
- ・ 首長、職員、議会について、一定の見解が出ましたが、確認しておきたいと思
うのは、私は議会活動における賛否・出欠などの議会情報を公開することで、市民が
評価を行うことが正しいと思います。ただし、議会情報の公開レベルですが、本会
議・会議録・議事録の公開は当たり前のことだと思います。
- ・ 常任委員会の公開に関しては、各自治体によりばらつきがあり、一部は公開しな
い所も残っているように聞きます。全員協議会について、最近では公開することも
増えてきました。特別委員会や議会会議録も公開の対象になりつつあります。
- ・ 名張市は議員運営委員会を除いて、公開と聞いています。

(委員)

- ・ 常任委員会、重要施策調査特別委員会(全員協議会)、特別委員会、会議録とも
に公開されています。議会運営委員会のみ非公開となっています。

(委員長)

- ・ (議員の自己研鑽に関する件については) 爽やかなやり取りだと思っています。
大変デリケートな話に聞こえますが、オープンに議論できるというのはいいことだ
と思います。

- ・ 自治基本条例は議会の位置づけなしに、体裁をなさないのでどんなことがあっても最終的には議会の関わりを断つことはできません。議会に関する規定が入っているというのは非常に重要なことです。
- ・ その点で引き続き、お二人の議員さんには大変ご迷惑をおかけしますが、よろしくをお願いします。

(委員長)

- ・ 次回は本日の結果を踏まえて、もう一度市政運営について詳しく入りたいと思いますので、評価システム・民事政策・法務政策について その場で回答できるように、準備しておいて下さい。

(副委員長)

- ・ 私も色々と皆様のご意見をお聞きして、この場でこういった議論が交わされているのは新鮮に感じます。
- ・ 私の参加している行政改革一新会議でも、市民委員と市職員との活発な意見交換が行われています。
- ・ 忌憚のない、鏝迫り合いをして、初回に委員長が言われたように、今こそ自治基本条例を名張の底力で作るべきだと思います。